

# 岩見沢市内に空き家を所有・管理されている方へ

## 空き家の適正な管理をお願いします

適正に管理されていない空き家は、防犯上の問題をはじめ、建築資材の飛散や落雪などによる安全上の問題、周辺的生活環境の悪化など様々な問題を引き起こす可能性があります。

空き家が原因で近隣住民や通行人に損害を与えた場合は、その責任を問われることもありますので、空き家を所有・管理されている方は、適正な維持管理をされるようお願いいたします。



### 空き家の適正管理＝定期的な点検・メンテナンス

家は人が住まなくなると傷みやすくなりますので、空き家は定期的な点検と適切なメンテナンスが必要です。また、連絡先をお隣にお知らせしておくなど、近隣住民と適切な関係を築いておくことも重要です。

#### 建物の維持管理

定期的に点検し、破損があれば修繕するなどしましょう。

- ・外壁、屋根材、窓ガラス等の確認
- ・冬期間に備えた建物の破損防止
- ・屋根の雪下ろし
- ・ガス栓、水落とし、施錠の確認

#### 樹木・雑草の管理

定期的に剪定や草刈りを行い、害虫の発生や小動物が住み着かないようにしましょう。

- ・草刈り
- ・樹木の剪定
- ・不法投棄されないための見通しの確保、ロープ・看板設置など

#### その他の附属物の管理

車庫や物置、塀など附属物も建物と同様に定期的に点検し、適正に管理しましょう。

- ・施錠の確認
- ・ホームタンクの油抜き
- ・ガスボンベの撤去
- ・雪下ろし

※個人での管理が困難な場合は、業者や知り合いの方に定期的な管理をお願いしましょう。

### 冬は特に注意！ 道路・隣家への落雪や雪による破損が多発しています！

空き家の雪を放っておくと落雪等により周囲に悪影響があります。早めの雪下ろしや業者への依頼を行ってください。

#### 悪影響の主なもの

落雪	人身事故、隣家等の物損、道路封鎖
大雪	空き家や車庫・物置等の破損・倒壊
雪庇	電線や電話線等の切断、屋根の破損



岩見沢市の空き家の屋根には大人1人程(2m近く)の雪が積もります

### 空き家の活用＝「住まいとして使用」「売却・賃貸」

空き家は、長年放置しておくとメンテナンスに多額の費用がかかる場合があります。傷みが進行した空き家であれば、いざ、活用しようと思っても、改修や修繕、雑草の除去等で多額の費用がかかってしまうことがあります。

そのため、親族の方などの住まいとして活用いただくか、空き家の売却・賃貸や解体・撤去による土地の売却・賃貸もご検討ください。岩見沢市内の空き家であれば市の空き家バンクを利用できます。詳しくは裏面をご覧ください。



空き家の将来を  
考えてみませんか？

岩見沢市の  
空き家バンク制度は  
裏面をご覧ください



#### 【空き家の適正管理に関する問い合わせ先】

岩見沢市役所 市民連携室 ☎0126-35-4267 (直通)  
〒068-8686 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

# 岩見沢市内に空き家を所有・管理されている方へ

## 空き家バンク制度のご案内

空き家バンク制度は、岩見沢市内の空き家・空き地を売りたい方・貸したい方に物件情報を登録いただき、その情報を受付窓口である「こささーる」や専用サイトで公開し、空き家・空き地の利用希望者へ情報提供・紹介する制度です。岩見沢市内に空き家・空き地を所有し、売買・賃貸を検討されている方や空き家・空き地の利用を検討される方は、ぜひ「こささーる」へご相談ください。

### 空き家バンクへの登録および利用の流れ



※「こささーる」への相談や登録に費用は発生しません。

※ 仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

#### 「こささーる@空き店舗」とは？

岩見沢市内の空き家、空き地や中心市街地の空き店舗に関する無料相談窓口です。市から事業委託を受けた（公社）北海道宅地建物取引業協会空知支部・岩見沢地方宅建協会員により構成される団体により運営されています。

問合せ先 **こささーる@空き店舗**  
電話 **0126-31-0001**  
場所 **〒068-0024 北海道岩見沢市4条西5丁目7番地1**  
営業時間 **9時30分～17時30分（火曜日～土曜日、祝日・年末年始を除く）**

（詳しくは営業日カレンダーをご参照ください URL：[https://smile-iwamizawa.net//#top\\_calendar](https://smile-iwamizawa.net//#top_calendar)）